

議会だより

No 183

令和7年
4月30日発行



中野幼稚園入園式

令和7年 3月定例会

令和7年度 予算可決（一般会計・各特別会計）

一般質問

10人の議員が町の考えを問う

- ・ 松村 潤議員
- ・ 蟹和 孝一議員
- ・ 松島 茂喜議員
- ・ 武井 清二議員
- ・ 新村 貴紀議員
- ・ 三ツ村由紀議員
- ・ 小久保隆光議員
- ・ 神山 均議員
- ・ 原 義裕議員
- ・ 佐藤 富代議員

■可決された議案	4～5
■提出議案と議員の賛否	6
■一般質問	7～16

YouTube にて邑楽町議会
チャンネルを開設しました
本会議の様子をご覧いただけます



令和7年度一般会計予算

117億7千万円の予算を可決
対前年度比13.2%増

3月定例会

令和7年第1回邑楽町議会定例会が、3月4日から14日まで開かれました。令和7年度の一般会計予算や各特別会計予算等の議案が提出され、審議の結果原案のとおり可決されました。

令和7年度
注目の事業



大黒第2町営住宅 建替事業新築建築工事



令和4年度 基本設計
令和5年度 既存住宅解体工事、実施設計
令和6年度 建設工事着手

令和7年度 完成予定

町営住宅建設事業 令和7年度当初予算額

10億3,944万9千円



令和7年度予算の予算規模は、一般会計で117億7千万円、前年度に比べ13億7千万円、13・2%の増額となりました。

歳入での町税収入見込額は、前年度の課税実績等を基に38億5889万5千円で、前年度に比べ51万7千円の増額となりました。

国による地方財源の保障制度である地方交付税は、決算額を元に推計し前年度と比べ3億7800万円、30・4%増の16億2300万円を見込みました。

繰入金については、財政調整基金、減債基金、公共施設等整備基金、ふるさと振興基金、森林環境譲与税基金からの繰入を行い、合わせて13億7160万円の繰入を計上しました。前年度と比べ3億4999万円の増額です。地方消費税交付金、国庫支出金、県支出金等が増加していますが、地方譲与税、地方特例交付金等が減少する中で、財源確保の観点から、前年度に

引き続き財政調整基金繰入金を計上しました。

町債は、国による臨時財政対策債の発行が平成13年度の制度創設以来初めてゼロとなりますが、公共施設等の長寿命化やインフラ整備などの投資を積極的に行い、前年度と比べ2億6520万円、36・2%増の9億9770万円です。

次に、歳出の大きく増額されたものとして、情報関連事業に3億4088万8千円、児童手当支給事業に4億6212万円、介護給付・訓練等給付事業に5億5888万6千円、一般廃棄物処理一部事務組合負担金に4億3552万2千円、町営住宅建設事業に10億3944万9千円を計上しました。

公債費では、長期債元金に7億5365万2千円、長期債利子に2800万1千円を計上しました。

依然として続く原油価格・物価高騰への対策や行政サービスのデジタル化な

ど、社会情勢に対応した施策への町民のニーズは高まっています。一方で原油価格・物価高騰は、町の財政運営にも与える影響が大きい中、国の国債依存度は限界を超えたと言われている状況は変わらず、地方への財政措置がこれまでのように確保される保証はないと言わざるを得ません。今後も、より一層の効率的な行政運営と住民サービスの向上を目指し、計画的な財政運営を行ってまいります。

令和7年度は、10年に及ぶ邑楽町第六次総合計画の最終年度であるとともに、次期総合計画の策定の年となります。第六次総合計画で掲げている町の将来像を引き続き最後まで目指しながら、新たな10年に向けて、今後も町民の皆さまの声を大切に、多くの町民、事業者、議会議員、職員、全ての町に関わる皆さまと夢と希望のあふれるまちづくりを進めてまいります。
(町長の施政方針抜粋)

令和7年度当初予算額

会 計 別		本年度当初予算額	前年度当初予算額	対前年度増減率
一 般 会 計		117億7,000万円	104億円	13.2%増
国民健康保険特別会計		25億5,633万円	26億1,157万円	2.1%減
後期高齢者医療特別会計		4億8,050万円	4億5,855万円	4.8%増
介護保険特別会計		21億7,467万円	21億1,134万円	3.0%増
公共下水道 事業会計	収益的収入	3億8,977万円	3億6,934万円	5.5%増
	収益的支出	3億4,814万円	3億2,751万円	6.3%増
	資本的収入	1億5,740万円	2億8,780万円	45.3%減
	資本的支出	2億1,478万円	3億4,904万円	38.5%減

新年度予算質疑(要旨)

新年度予算についての質疑が行われました。
以下、抽出した項目の要旨です。

Q松村潤議員 軽自動車税を1億327万5千円とした算定根拠と登録台数は。

A税務課長 軽自動車税については、取得価格と燃費基準に応じて納めていただいているもので、令和5年度、6年度の実績等を踏まえて算出した。登録台数はおよそ1万2800台である。

Q武井清二議員 移住者支援事業に関して、前年度と予算額が変わらないが、町の人口増に向けた新たな施策は検討しているか。

A企画課長 独自の新たな策はないが、群馬県が希望移住地で注目されている今、県や近隣市町と連携をして全国に魅力を発信したい。

Q松島茂喜議員 農業委員会サポートシステム公開作業業務委託料294万7千円だが、大幅に増額となっている理由は何か。

A農業振興課長 現在のデータを最新化し、ファイルへの変換や地図データの地番図とのひも付け作業によるものである。

Q原義裕議員 公園長寿命化計画作成委託料として2千万円が計上されているが。

A建設環境課長 長寿命化計画を策定することで社会資本整備総合交付金が使えるようになる。財源確保のために計画を策定する。

Q神山均議員 現時点で、高島地区生活拠点事業の事業区域や面積などの規模要件が出そうなのは、いつ頃と考えているか。

A町長 現在、県の担当課と協議を重ねている。令和7年度を目指して調整しているが、令和8年度にずれ込むこともあるかと思う。

Q瀨山登議員 鵜土地区画整理事業は令和25年度まで延伸された。残りの事業費は平均2億3千万円である。期限内に事業終了するための財源確保について伺う。

A町長 この事業は国の交付金の確保が第一である。県と共同しながら財源確保に努めていきたい。

可決された議案

【専決処分の承認】

令和6年度邑楽町一般会計補正予算(第7号)

閣議決定された総合経済対策により、低所得者等への支援のための給付事業等を実施するための経費が必要となり、専決処分された補正予算について、承認しました。



【計画の策定】

邑楽町地域防災計画

災害対策基本法に基づき町防災会議が作成する計画であり、町、防災関係機関、住民が相互に協力して住民の生命、身体及び財産を保護することを目的に策定された計画が議決されました。

邑楽町子ども・子育て支援事業計画

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画が議決されました。

【条例改正等】

邑楽町職員の給与に関する条例等の改正

人事院勧告及び県人事委員会勧告に基づき、職員の給料表の改定や期末勤勉手当の引き上げ、諸手当、育児・介護など仕事との両立支援を拡充し、職員の適正な処遇を確保するため、条例の一部を改正しました。

邑楽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正

職員に準じて、給料表の改定や期末勤勉手当を引き上げるため、条例の一部を改正しました。

邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正

邑楽町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の改正 職員に準じて、議員と町三役の期末手当を引き上げるため、条例の一部を改正しました。

邑楽町特別職の報酬、費用弁償条例の改正

「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、条例の一部を改正しました。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

「刑法等の一部を改正する法律」等の施行に伴い、関

係条例の条文中に規定されている「懲役」を「拘禁刑」に改めるため、条例を制定しました。

◆ 邑楽町小口資金融資促進条例の改正

「群馬県小口資金融資促進制度要綱」の改正に伴い、条例の一部を改正しました。

◆ 邑楽町道路占用料徴収条例の改正

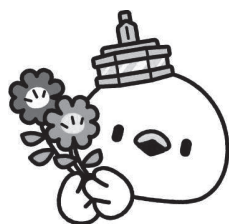
「道路法施行令の一部を改正する政令」の公布に伴い、条例の一部を改正しました。

◆ 邑楽町議会の個人情報保護に関する条例の改正

「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」また「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、条例の一部を改正しました。

◆ 邑楽町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の改正

「介護保険法施行規則」及び「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令」の公



黒田 重利 議長



瀬山 登 副議長

永年勤続により、瀬山登副議長、黒田重利議長が群馬県町村議会議長会表彰を受けられました。
今後も町発展のため、一層のご活躍を期待します。

自治功労者表彰

■ 令和6年度補正予算額（3月）

会計別		予算現額	補正額	予算総額
一般会計		117億7,604万円	△8,291万円	116億9,312万円
国民健康保険特別会計		28億3,575万円	2,542万円	28億6,117万円
後期高齢者医療特別会計		4億6,234万円	741万円	4億6,975万円
介護保険特別会計		22億8,479万円	△1,519万円	22億6,959万円
公共下水道事業会計	収益的収入	3億7,279万円	△37万円	3億7,241万円
	収益的支出	3億2,745万円	52万円	3億2,797万円
	資本的収入	2億9,254万円	2,553万円	3億1,808万円
	資本的支出	3億5,291万円	2,746万円	3億8,036万円

※四捨五入の計算上、予算総額に誤差があります。

令和7年第1回邑楽町議会 定例会 提出議案と議員の賛否

		議席番号														議 員 名	結 果
議 案 等		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14		
		山本裕子	三ツ村由紀	武井清二	新村貴紀	神山均	蟹和孝一	佐藤富代	小久保隆光	黒田重利	瀬山登喜	松島茂喜	塩井早苗	原義裕	松村潤		
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて (令和6年度邑楽町一般会計補正予算 第7号)	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	承認	
議案第1号	邑楽町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	可決	
議案第2号	邑楽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	可決	
議案第3号	邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	可決	
議案第4号	邑楽町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	可決	
議案第5号	邑楽町特別職の報酬、費用弁償条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	可決	
議案第6号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	可決	
議案第7号	邑楽町立学校給食センターの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	可決	
議案第8号	邑楽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	可決	
議案第9号	邑楽町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	可決	
議案第10号	邑楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	可決	
議案第11号	邑楽町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	可決	
議案第12号	邑楽町地域防災計画について	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	可決	
議案第13号	令和6年度邑楽町一般会計補正予算（第8号）	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	可決	
議案第14号	令和6年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	可決	
議案第15号	令和6年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	可決	
議案第16号	令和6年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第3号）	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	可決	
議案第17号	令和6年度邑楽町公共下水道事業会計補正予算（第3号）	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	可決	
議案第18号	令和7年度邑楽町一般会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	可決	
議案第19号	令和7年度邑楽町国民健康保険特別会計予算	○	○	○	×	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	可決	
議案第20号	令和7年度邑楽町後期高齢者医療特別会計予算	○	○	○	×	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	可決	
議案第21号	令和7年度邑楽町介護保険特別会計予算	○	○	○	×	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	可決	
議案第22号	令和7年度邑楽町公共下水道事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	可決	
発議第1号	邑楽町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	可決	
議案第23号	邑楽町子ども・子育て支援事業計画について	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	可決	

※ ○…賛成 ×…反対 欠…欠席

議…議長（議事進行を行う議長は採決に加わりません。賛否同数の場合のみ議長裁決として賛否を表明します）

一般質問



松村 潤
議員

子ども・子育て支援の 拡充について

問 令和7年度から5歳児健診が実施されるが、その健診内容は、

答 **健康づくり課長** 就学前の幼児の発育や発達の状態を確認し、小学校入学準備の一助とする。

問 就学前に備えて支援が必要な子どもたちの保護者への相談体制は、

答 **健康づくり課長** 子育て相談やことばの教室など実施している。それ以外の支援が必要な場合は、医療や福祉の専門機関へ紹介する。

問 こども未来戦略加速化プランの「こども誰でも通園制度」の内容は、

答 **子ども支援課長** 現行の幼児教育に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で保育園や認定こども園などで保育サービスを利用できる制度である。

問 具体的にどの施設が実施していくのか。

答 **子ども支援課長** 受け入れる施設は決まっていない。幼稚園、保育園の再編について検討を進めている。

問 障がいの有無に関係なく利用できるということとであるが、どのように進めていくのか。

答 **町長** 実施している自治体を参考に検討する。

問 子どもの権利条約第12条に子どもの意見の尊重とある。意思表示権の実現の機会を提供するため、自治体では子ども議会を開催している。本町では子ども議会を進化させた形にしていくと伺っているが。

答 **学校教育課長** 児童生徒の普段の学習を生かし、どうしたら町がもっと良くなるのかという視点で、学習成果をまとめて「町への提言」という形で町職員や地域の人に向けてプレゼンテーションする場を設定する。小中学生の町づくりに向けた参画意識を培い、郷土愛を育みたいと考えている。

問 子どもの権利保障を図る総合的な条例の制定をすべきと考えるが。

答 **町長** 先行する自治体を参考に今後研究を重ねる。

問 議会報告会で、夏場気温が33度を超える暑い中、子どもたちが下校するのは大変だ。熱中症対策として、スクールバスを運行できないかと要望を頂戴した。児童の通学は徒歩通学が基本であるが、スクールバス導入への条件は。

答 **教育長** 徒歩や自転車による通学距離は、小学校は4キロメートル、中学校は6キロメートルが基本である。本町では、おおむね適正の範囲内と考える。

問 今の暑さは異常であり、これからますます暑くなってくる。子どもの側に立った見直しをしていく時期が来ているのではないか。

総合的に判断していく

答 **町長** 他の自治体も参考にしながら総合的に今後判断していく。

その他の一般質問

・町政運営について



スクールバスに乗る児童たち（板倉町ホームページより）



新村 貴紀
議員

町内子ども預かり施設の 事故対応について

問 今回、町内子ども預かり施設の事故対応について質問する。毎日新聞、上毛新聞の記事によれば、

町内の社会福祉法人施設が催した海合宿において、男子高校生が事故に遭い、お亡くなりになったということである。ご家族に対してお悔やみを申し上げる。新聞記事では、県は施設に聞き取り調査を実施したと書いてあるが、法人の事故の場合、調査の所管は県となるのか。また町として、同行や個別に調査することはできなかったのか。

答 福祉介護課長 全ての法人が県の所管になるということではない。この法人は、県に届け出をし、登録され、開設したため、

監査なども含めて県が所管となる。県の調査には、町も希望し同行した。

問 県所管の中で、町としてできる限りのことはやったと理解した。町内では、法人も含め全体として幼稚園や保育園およびこども園などの子ども預かり施設でどのくらいの人数を預かっているのか。

答 子ども支援課長 直近の2月1日現在で、法人も含めて631人を預かっている。

問 それでは、町の所管は町運営の預かり施設のみとのことであるため、町営のみ質問する。子どもが体調を崩した時などの対応

マニュアルは作成されているか。

答 子ども支援課長 事故発生時および事故防止マニュアルはある。各教室の棚などの分かりやすい場所に置かれている。緊急時には、どの職員もすぐにマニュアルを手に取り確認ができるように常備されている。

問 マニュアルは全てそろっているということがあるが、職員はマニュアルに沿って年何回訓練を実施しているか。また、応急処置の設備はあるか。

答 子ども支援課長 年1回実施している。また、応急処置ができる設備等については常備している。

問 設備の動作確認を年1回の訓練時に確認しているか。

答 子ども支援課長 訓練時に確認は行っている。

問 持病のある子どもたちのかかりつけ医などは把握しているか。

答 子ども支援課長 持病やアレルギーがある場合、面談を実施し、結果を職員会議にて周知し共有している。

問 町営の施設では、事故が起きても対応できる体制であることが分かった。今回、法人の所管は県であり町ではなかったが、同じ町内にある法人での事故に対してどのように思うか町長に伺う。

答 町長 まず今回の事故を受けて、町として故人のご冥福をお祈りすると

ともに、ご遺族に対して心からお悔やみを申し上げる。県の調査結果も出ていないため、町としてのコメントは控えるが、個人としては、そのときが最善の判断であったのか、このことについてはきちんと施設には検証して再発の防止を図っていただきたい。

再発の防止を
図っていただきたい



役場に設置されているAED

一般質問



神山 均
議員

教育・子育て支援 について

問 昨年4月施行の改正児童福祉法で規定する子ども家庭センターの役割や県内の設置状況は。

答 子ども支援課長 このども家庭センターの役割は、母子機能と児童福祉機能の一体的な運営であり、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うとともに、支援を必要とする子どもや妊産婦に対してもきめ細かなサポートプランを作成し、地域資源と連携しながら子育て世帯を包括的に支援すること。また、県内の設置状況は、令和6年12月時点で千代田町や明和町など10市町村である。

問 令和8年度当初までに子ども家庭センターを

設置する考えは。

答 町長 現状では、令和8年までの設置は検討していない。

問 県は令和7年度より小

学生の居場所づくりの補助事業を創設。朝でも安心して児童を預けられる環境を整え、保護者の就労の負担を軽減するため、小学校の始業時間まで過ごせる場所を確保した市町村へ、1カ所当たり200万円を補助する。この事業を活用した「小一の壁」の改善策として、児童館を朝7時から開館できないか。

答 子ども支援課長 「小一の壁」の改善は、県も必要性を認めている。朝でも安心して児童を預けら

れる環境を整えることは大

事なこと。児童館の開館時間を早めることは、人員の確保や保護者のニーズも確認しながら検討していきたい。

問 この補助事業を活用して取り組む考えは。

事業の着手は
担当課と協議したい

答 町長 町にとって最大の課題は早朝から対応できる人員の確保である。

現在も保育園等で会計年度任用職員の確保が困難で、派遣業者へ委託している。

それらの状況も総合的に加味しながら今後事業の着手については担当課と協議したい。

問 教員の業務負担軽減や効率化を図るために、テスト採点ソフトの導入を。

答 学校教育課長 テスト採点ソフトは、県立高校では令和7年度から導入予定。近隣小中学校では、

館林市が令和6年10月から試験的な導入を経て、令和7年度から導入予定。太田市では既に導入済。採点ソフトの導入や活用方法については、事前に情報収集をしつかり行った上で学校の管理職や教職員と十分に協議しながら検討していきたい。

問 町の幼児教育等再編計画の内容は。

答 子ども支援課長 令和9年度に長柄幼稚園と中野幼稚園を統合し、長柄幼稚園の施設において幼稚園型認定こども園を設置するなどの再編計画を検討している。再編にあたっては、園舎が中野幼稚園より長柄幼稚園の方が平成26年建設

と比較的に新しい状況で、施設の利便性、安全性や老朽化の面などを考慮している。また、統合後の空き施設の活用方法も検討していきたい。

その他の一般質問

・ヤード等に関する条例制定について
・産業振興について



統合が検討されている中野幼稚園



蟹和 孝一
議員

利根川新橋アクセス道路 建設の取組について

問 利根川新橋アクセス道路についての町長の認識を伺う。

答 町長 利根川新橋アクセス道路の町の現状認識だが、令和5年5月に山本知事の新橋整備に着手する発言を受けて、同年9月県議会において事業に向けた地質調査等の予算が計上され、事実に事業がスタートした。また、令和6年11月から今年1月に実施された道路計画に関するアンケート、この結果が道路設計の基準になる。考え方やルート選定については2月に町でも住民説明会が開催された。現時点では地域ニーズを踏まえた計画の絞り込みであると考えている。

問 県土木事務所の説明ではアクセス道路は千代田町から邑楽町の国道354号までしか想定していないとのことだがどう考えるか。

答 都市計画課長 埼玉県、群馬県、栃木県の3県をつなぐ大きな事業である。全てのルートの選定など計画してからでは完成までに途方もない時間がかかる。まずは、利根川に橋を架け、国道354号までの道路を整備し、交通の流れをつくるということだと考える。今後は、町の都市計画マスタープランと利根川建設促進期成同盟会を中心に3県をつなぐ道として他県への要望活動を行ってみたいと考えている。

問 各地区の拠点整備の現状はどうか。

答 町長 現時点では具体的な計画が策定、素案がされたとか、その状況はない。現在は関係機関、県の各部署と協議をし、その素案固めを行っているところである。今後まだまだ時間はかかるが令和7年度中にも資料の作成を終えたいと思う。

問 土地等の規制緩和の現状についてはどうか。

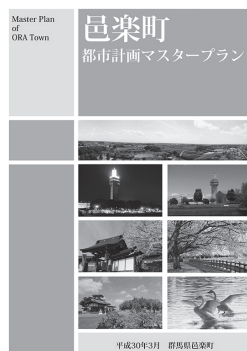
答 都市計画課長 各機関との協議が1カ所だけでなく複数ある。頻度は各部署によって変わってくるが多い部署は県の都市計画課である。そして、農業の関係でいうと農業構造政

策課である。用途制限などを定めた地区整備計画については建築課であり、この3課がメインとなって協議をしていくことになる。今は地区計画策定に向け徐々に形になりつつあり、ほぼ素案としてのエリアの決定などおぼろげながらできてきたと考えている。件数でいうと県へは大体7、8回ほど行っている。規制と緩和だが地区対象の中での建物、既存である建物、これから建物を建築できる建物の範囲、これらのバランスを取りながら土木事務所をはじめ、県や検察庁、民間施設者と協議を進めている。

問 町長への最後の質問となるが、今後の熱意のほどをお聞きたい。

種をまくことが
大事である

答 町長 どんな事業にも種をまくことが大事である。また、この種のまき



邑楽町の未来に向けて

一般質問



三ツ村 由紀
議員

公共路線バスの 有効利用について

問 令和5年度の公共路線バスの1日当たりの平均利用者数は。

答 企画課長 右回り7人、左回り10人、合計17人である。

問 1年間のバス運行等にかかる事業費と収支率は。

答 企画課長 約1545万円で、収支率は7%である。

問 公共路線バスの有効利用として2点提案する。1点目は、通学距離の遠い小中学生に対するスクールバスとしての利用である。1月24日の議会報告会で、2人からスクールバスを運行してほしいという要望が

あった。文部科学省では

「徒歩や自転車による通学距離を小学校でおおむね4キロメートル以内、中学校でおおむね6キロメートル以内」という指針を定めているが、4キロメートルと

いうのは小学生の足では過酷である。自宅のある13区

鶴下から中野東小学校までは、3・6キロメートルあるが、実際に歩いてみたところ、53分を要した。通学

時、学校までの最長距離に該当する学校区、人数、所要時間について伺う。

答 学校教育課長 中野小学校までは前原南地区9人で1・9キロメートル40分、高島小学校までは谷中蛭沼地区40人で2・5キロメートル45分、長柄小学

校までは開拓地区12人で3

キロメートル50分、中野東小学校までは鶴下地区35人で3・3キロメートル50分である。

問 最長距離に該当する学校区に属する、4月からの新1年生は何人いるのか伺う。

答 学校教育課長 中野小学校は3人、高島小学校は5人、長柄小学校は3人、中野東小学校は11人である。

問 スクールバスを運行してほしいという町民からの要望は。

答 学校教育課長 来いていない。

問 2点目は、高齢者など交通弱者のための投票期間中における、町内循環バスの活用である。令和4年7月10日執行の選挙から投票所を12カ所から5カ所に変更したが、高齢者の投票率は。

答 選挙管理委員会書記長 令和5年12月3日の町長選挙を除き、高齢者の投票率は全体的に見て低下している。

問 投票所数を変更することによる投票率の低下を、町では予想できていたのか伺う。

答 選挙管理委員会書記長 想定し移動支援として無料タクシー券を配布している。

問 何人くらいが利用しているのか。

答 選挙管理委員会書記長 利用者は120人、利用率は1%である。

問 タクシー券の他に投票所行きのバスの運行も要望する。以上2点、公共路線バスの有効利用について、町長の見解は。

スクールバスは見直しの時期が来ると認識

答 町長 公共路線バスは、委託した民間の事業者が国土交通省より認可を受けたルート、ダイヤで運行している。スクールバスは見直しの時期が来ると認識しているが、公平性の担保の観点を十二分に踏まえ今後も議論していく。選挙時、タクシー券利用の周知を徹底していく。



公共路線バス「邑楽町内循環線」



原 義裕
議員

松本公園周辺の 開発について

問 松本公園一帯は運動場や公民館があり、小学校の通学道路や石打から藤川への幹線道路も通っている。また、町内循環バスの発着場にもなっている福祉センター寿荘は、高齢者の交流の場として利用されている。この地域の開発は町の北地区全体の活性化につながる。しかし、松本公園全体の樹木は整備されず、枝が伸び放題である。近隣の家屋に日差しが当たらないという苦情が以前からあったと思うが。

木が中心となるため、上を詰めるような剪定等はない。

園整備を行っていく。

問 町の第六次総合計画の中では緑地の維持管理、植物等の自然環境の復元と古墳群の保全等とあるが、いつ整備されるのか。

答 建設環境課長 計画区域の東側におおむね1ヘクタールの未供用区域があり、土地の所有者と共に管理している。松本公園は、自然と触れ合い、スポーツが楽しめる、四季折々の花や木を鑑賞できる公園になっている。また、歴史的に重要な松本古墳群については、保護および保存し、後世に伝えていくべき場所であり、既存の平地林を生かした公

問 第六次総合計画の中に管理、整備していくとあるが、未だに整備されていないように思うが。

答 建設環境課長 未供用区域の整備については、土地所有者と話し合いをしている。土地買収ができれば、公園としての整備、管理をしていく。

問 松本公園野球場の西側にある駐車場だが、夏になると1メートル以上の草が全体に茂り、盆野球大会の観客が車を駐車する際に困っている。この場所は、町民から借りている場所だが、町が買収する考えはあるのか。

答 建設環境課長 公園内の植栽管理は、造園業者に低木の刈り込みや中高木の剪定、病害虫の防除などを年間委託している。平地林の管理については、高

問 松本公園野球場の西側にある駐車場だが、夏になると1メートル以上の草が全体に茂り、盆野球大会の観客が車を駐車する際に困っている。この場所は、町民から借りている場所だが、町が買収する考えはあるのか。

答 福祉介護課長 福祉センター寿荘の建て替えを含めた大規模改修については、今年度に建設検討委員会を立ち上げて進めている。周辺を北地区の拠点として整備するため、邑楽町福祉センター整備事業ワーキンググループ等の会議を複数回行った。

答 町長 今後利用方法などを検討した上で、必要性があれば地権者と相談していく。

問 以前は公民館まわりの駐車場に使ったり、夏祭りの会場として使っていたので検討してほしい。また、町長の選挙公約の福祉センター寿荘の改築についてだが、この1年の状況が見えていない。町関係者だけで打ち合わせをしているようだが、協議の進捗状況が聞かえてこないが。

答 町長 福祉センター寿荘の建て替えについては、建設検討委員会を立ち上げ、今後議論していく。

委員会を立ち上げ
議論する

一般質問



松島 茂喜
議員

本気で進める

まちづくりについて

問 令和7年度一般会計予算規模は、過去最大の117億7千万円である。

しかし、自主財源が初めて50%を切ってしまった。かなり厳しい予算組みがされたと思うが、町長の見解を伺う。

答 町長 法人町民税の落ち込みが激しく、今後でも厳しい財政運営が続くのではないかと思っている。その理由は、自主財源が増加する見込みが示せていないことである。今後も緊張感を持って、財政運営に当たらなければならないと思っている。

問 強固な財政基盤を確立していくために、どんな政策を展開していくのか。

答 町長 長期的には企業誘致、短期的にはふるさと納税があるが、町においては、どちらもすぐに改善できる見込みが示せない状況である。

問 町長は、令和5年12月定例会で「行政は、もはやサービス業という認識を持ちながら行政経営に当たっていく必要がある」と発言された。そのためにどんな施策を講じ、実績を生んだのか。

答 町長 具体的なものはないという状況である。

問 それでは、その原因はどこにあるのか。

答 町長 やはり、自分の力不足にあるのが一番

であると思う。

問 具体的にどのようなところが力不足だと認識されているのか。

答 町長 私は職員として28年強やってきたが、町長という立場になってもその感覚が抜け切れていないことが一番であると思っている。

問 まさにそのとおりなのかと私も思う。それでは、まちづくりを本気で進めることはできない。おそらく橋本町長が一番苦手としているのは、外交ではないか。また、多額の費用を投じる事業は、誰が町長でもできるが、お金を必要としない事業ほど町民のため

になるのではないか。そのために優秀な職員に企画立案をしていただくと同時に、どうしてもやっていただきたいのは、町民との情報共有である。これも全くできていない。これでは、町民と行政の距離が開いていくだけである。その状況で良いのか。

答 町長 議員ご指摘の部分はそのとおりであるので、言い訳するつもりはない。自分の力のなさを今、改めて痛感している。一昨年の定例会で申し上げたことが実行できていないのは、大変心苦しく思っている。

問 町長がされてきた事業を私の質問によって引き出すことができなかった。このままでは、被害者は町民である。そうならないために基本となる政治姿勢を改めて最後に伺う。

失敗を恐れず

チャレンジ

答 町長 これまでの経験や考え方にとらわれず、周囲の声に耳を傾け、失敗を恐れず新しいものにチャレンジしていく。そして自ら責任を取ることが必要であると思う。



本気で進めるまちづくり



小久保 隆光
議員

町の行政施策について

問 物価高騰で電気やガス、食料品等が2倍以上の高値になり、家庭の負担は増している。物価高騰対策給付金の現状は。

答 福祉介護課長 昨年12月から現在も受け付けている給付金は、令和6年度の住民税が非課税の世帯に対し、物価高騰対策給付金として1世帯当たり3万円を給付している。申請の締め切りを3月31日として対象と思われる世帯に対して通知を発送した。さらに、今年度物価高騰対策給付金を受給した世帯で、18歳以下の児童を扶養している場合には、児童1人当たりに2万円を給付している。

問 子どもたちの中には悩みを抱え、親にも担任にも相談できない子どももいると聞く。学級担任や教育相談員、養護教諭と連携しているか伺う。

答 学校教育課長 相談室に來た児童生徒本人の希望を考慮した上で、必要に応じて相談員や担任、養護教諭で情報を共有している。相談の内容により担任のほかにも学年主任や養護教諭はもちろん、管理職、家庭とも連携して見守っている。また、町の教育相談室長が各学校を巡回して、相談員と情報交換をする機会を設けている。この機会を経て、校内だけで迷いながら対応することなく、教育相談室や役場の関係各課な

どから支援の手が届きやすい環境を整えている。

問 町の空き家の戸数と対策支援制度は。

答 建設環境課長 令和5年度から令和6年度の空き家の数の調査結果では335戸前後である。対策として、1つ目に空家等バンクがある。空き家の情報を登録してその情報を公開し、希望者とマッチングを行うものである。町ホームページ等の掲載に加えて、民間の空家バンクにも掲載し、全国への情報提供を行っている。現在は2件が登録されている状況である。2つ目としては、空家等対策支援制度として、空き家のリフォーム工事の費用の

一部を補助する空家リフォーム補助金、空き家や跡地の利活用に必要な費用の一部を補助する空家等利活用補助金、防災、防犯上危険な空き家を除却する費用の一部を補助する危険空家等除却補助金を創設した。

問 物価高騰の支援や空き家対策について町長の考えは。

空き家の発生を未然に防ぎたい

答 町長 現在、物価高騰対策給付金として、新たに住民税非課税世帯に1世帯当たりの3万円と子ども加算の2万円、この申請を受け付けて随時給付を行っている。また、プレミアム付商品券を2回販売し、合計で約3億6千万円ほど売り上げた。プレミアム付商品券はできる限り継続していきたい。空き家については、適正に管理されないと地域の住環境、景観の中につながっていかない。今後も空き家の発生を未然に防ぎたい。

住民税均等割が非課税世帯の皆さまへ

物価高騰対策給付金（3万円/1世帯）のご案内
～受給には手続きが必要です～

物価高騰対策給付金（1世帯あたり3万円）は、物価高騰に直面する低所得者の生活を支援するために支給する給付金です。
※申請締切りは3月31日（月）となっておりますのでお早めに申請してください

給付金の支給額
1世帯あたり **3万円** ※1回限り

支給対象世帯
令和6年12月13日時点において町民登録があり、世帯全員が令和6年度住民税均等割が非課税の方で構成されている世帯
※上記に該当しても、住民税が課税されている方に世帯全員が扶養されている世帯は支給の対象になりません。

申請の有無 ※世帯の状況により異なります

世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税の方で構成されている世帯 世帯全員の住民税均等割が非課税と確認された世帯 ※世帯から申請書（要添付）が届きます 令和6年12月13日時点で町民登録があり、世帯全員が令和6年度住民税均等割が非課税の方で構成されている世帯は、申請書が送付されます。 1月7日から順次送付しています	世帯の中に住民税均等割が非課税の世帯がいない世帯員がいる ・世帯に令和6年1月2日以降に入居した人等がいる ・世帯に未申告の方がいる ※世帯から申請書（要添付）が届きます 【下記に該当する方は添付書類も必要となります】 ① 令和6年1月2日以降町民登録した方（令和6年1月1日現在居住していた住所が異なる場合は必要） ② 未申告の方（申告後、申告書送付が必要） 1月7日から順次送付しています
--	---

住民税均等割が非課税の世帯で18歳以下の児童を扶養されている方については、画面もご確認ください

町給付金の支給手続きのお知らせ

一般質問



佐藤 富代
議員

町の障がい者（児） 福祉施策の現状と課題

問 障害者福祉制度は、措置から支援費支給そしてサービスの選択へと移行した。障害福祉費も毎年増加しているが現状は。

答 福祉介護課長 障害者手帳の保有者数は、令和5年度身体障害者手帳842人、療育手帳189人、精神障害者保健福祉手帳235人である。特に精神障害者保健福祉手帳保持者は令和元年度と比較して50人近く増加した。利用者が増えているサービスは、介護給付・訓練等給付事業と障害児通所支援給付事業である。令和元年度と比較して、就労継続支援事業は300件増加（伸び率67%）、共同生活援助は122件増加（伸び率52%）、

放課後等デイサービスは240件増加（伸び率52%）、児童発達支援は169件増加（伸び率143%）である。

問 就労支援事業について。

答 福祉介護課長 就労訓練を行う事業所が増加し利用者も増えた。就労移行支援は、就労を希望する65歳未満で一般企業の雇用が可能な者に対し、生産活動や職場体験等の機会の提供、就労に必要な知識や能力を身に付けるものである。就労継続支援は一般企業の雇用は困難であるが、就労の機会や生産活動の機会を提供するものでA型とB型がある。就労定着支援は一

般企業に就労した者に対し、相談、指導あるいは助言を行うものである。町の利用状況は、令和3年度と比較し就労移行支援は16人増加（伸び率24%）、就労継続支援A型は101人（伸び率2倍）、就労継続支援B型は99人増加（伸び率22%）、就労定着支援の実績はない。一般就業が目的ではなく、続かない場合や後戻りする場合があり、継続して利用できるように支援することが必要である。

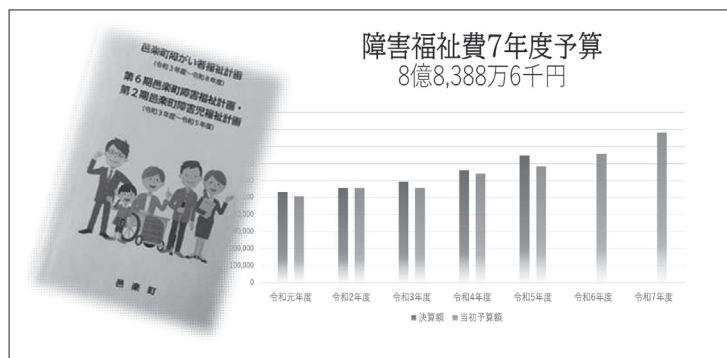
問 町内の福祉事業所は社会福祉法人、NPO法人、民間企業とさまざまである。担当課との情報交換や協議の場はあるか。

答 福祉介護課長 事業所ごとの意見交換はあるが、関係団体を一堂に会しての情報交換会はない。令和7年4月1日より一部の事業で、地域の関係者を含む外部の目を入れた地域連携推進会議の開催および構成員の施設見学が義務となる。今、その準備を進めているところである。

問 次期福祉計画策定に向けて、町が取り組むべき課題について。

圏域内の体制づくりを

答 町長 障害者福祉制度の整備は介護保険等甚至比遅れている。しかし町単独ではなく、共通の課題を持つ館林邑楽圏域内の市町と事業者が情報を共有し協力して課題解決に取り組む体制づくりが必要だと思う。



障がい者（児）福祉施策のさらなる拡充を



武井 清二
議員

随意契約の現状と 情報公開の必要性について

問 町民の皆さまが納めた大切な税金がどのように使われているのか、その透明性が求められている。特に、一般競争入札とは異なり、特定の業者と直接契約する「随意契約」について、現在の町の現状を伺う。

答 財政課長 随意契約の手続きは法令に基づいて所管課が行い、最終的に契約検査係がリストに記録する。ただし、10万円以下の契約はリストに含んでおらず、その数は把握していないが、町全体の10万円以下の支払いの数で言うところ、約1万3千件に及ぶ。

問 そのリストを確認したが、競争方式ではない1者契約が多く見られた。

随意契約では複数の業者から見積もりを取ることが原則であるが、1者契約になる理由について説明していただきたい。

答 財政課長 基本的には3者以上から見積もりを徴収し、平均値や最低額を参考に設計金額を決定しているが、業務の性質上、特定の技術や条件を満たす業者が限られる場合があり、その際は1者契約となることもある。

問 1者契約の場合、それが適正な価格であるかどうかを、どのように判断しているのか。

答 財政課長 所管課が市場価格を調査し、契約の必要性を判断した上で、

見積もりを取得して決定している。1者の場合は、他に代替できる業者がいないことなどを考慮して判断する。

問 随意契約の情報公開について、町民が1者契約になった理由や金額などの詳細を確認できるように仕組みは整っているのか。

答 財政課長 工事のうち予定価格が250万円を超えるものや、福祉関連の随意契約は公表しているが、それ以外の契約については現時点では公開していない。

問 契約情報が十分に公開されていないければ、町民はその適正性を判断する

すがない。現在、契約情報は紙ベースで管理され、表計算ソフトによる分散管理のため、データの抽出や整理に時間を要している。

契約の透明性を高め、業務を効率化するため、情報を一元管理し、町のホームページで迅速に公開ができる仕組みを導入するべきではないか。町の未来を見据えたとき「情報公開」は町民の信頼を築く重要な一歩であり、そのクリーンなイメージが今後の移住者増や企業誘致にもつながるはずである。

検討していきたい

答 町長 議員ご指摘のとおり、契約内容の全てのところで第三者の目に行き渡らないというのが現実ではあるが、公開の範囲の拡大という意味では、既に先行している自治体の事例を研究しながら検討していきたい。また、情報管理の

データベース化についても業務の効率化を研究しながら適切に考えたい。



爽やかオーランドさん



休憩室 The Lounge

子育てを楽しむ



新井 雅代
(水立大黒・23区)

今、私は高中小の娘たちを子育て中の母です。子育てというより私が子どもに育ててもらっていると言った方が合っていると思います。きちんと子育てをしなくちゃと夢中で過ごした長女、次女の幼少期。未熟な母で、イライラしたり、喧嘩もたくさんしました。それでも子どもたちには楽しく笑ってほしい！という気持ちで私なりに子育てをしてきました。子どもたちと楽しい出話をする、良い事も悪い事もよく覚えていてるので、子どもたちの心にも刻まれているのだと感じます。

この春、長女は高校卒業、次女は中学卒業、末っ子は小学校高学年になり、子どもたちも私も初めての事がいっぱい、新生活がスタートします。まだまだ続く子育てをしながら私も「お母さん」を目いっぱい楽しんじゃおうと思います。これからも親育てをよろしくお願ひします。

娘たちの「お母さん」になれてとても幸せです。

議会のうごき

2月

- 3日 邑楽郡町村議会議長会臨時会
- 4日 群馬東部水道企業団議会
全員協議会
- 10日 議会運営委員会
- 12日 企業情報交換会
- 14日 群馬県町村議会議長会定期総会
- 18日 議会運営委員会
- 19日 館林地区消防組合議会
- 20日 総務教育常任委員会
産業福祉常任委員会
- 21日 全員協議会

3月

- 4日～14日
第1回定例会
(本会議、議会運営委員会、各常任委員会、
全員協議会、議会広報委員会)
- 13日 中学校卒業式
- 21日 幼稚園修了式
- 22日 こども園・保育園卒園式
- 24日 小学校卒業式
大泉町外二町環境衛生施設組合議会
- 25日 太田市外三町広域清掃組合議会
- 26日 館林地区消防組合議会
- 27日 邑楽館林医療企業団議会
- 28日 議会広報委員会編集会議
邑楽郡町村議会議長会定期総会

4月

- 7日 小・中学校入学式
- 9日 議会広報委員会校正会議
- 18日 全員協議会

議会を傍聴しましょう

次回の定例会は**6月9日**から**13日**を予定しています

(開会は原則、午前10時 一般質問は10日、11日を予定)

住所・名前・年齢を受付票に書くだけでどなたでも傍聴できます。
議会の会議録(議事等の経過をそのまま記録したもの)は、図書館、中央公民館、長柄公民館、高島公民館に置いてあります。
また、ホームページでも会議録全文や本会議の様子を動画配信により見るができますので、ご覧ください。

邑楽町議会

検索



詳しくは、議会事務局まで ☎47-5000

北海道小樽市

私

の故郷は、北海道小樽市です。昔「北の

「ウォール街」とも呼ばれ、その時代の建物が港近くに点在している情緒豊かな風情がある街です。中でも「運河」は有名で、多くの観光客で連日のように賑わっています。しかし、その運河も昭和40年代「斜陽の街」と言われるようになる中、埋め立てられ、高速道路となる計画が持ち上がりました。しかし、小樽運河を愛する人々を中心とした

市民運動の盛り上がりの中で、運河は残り、整備され、現在に至っています。

私にとって思い出深い場所。それは、小樽の街全体を見下ろせる旭展望台です。中学生時代の部活動では、息を切らしながらそこまでの坂道を走ったものです。そして、そこに建っている小林多喜二の石碑に書かれている碑文に共感し、自分自身の小樽への思いを確認したものでした。

小樽は一年のうちの半年



石井 由宇子
(水立大黒・23区)

間は雪が降り積もっています。雪の多い小樽から群馬県へ嫁ぎ、この邑楽町に住むようになってから30年余りがたちました。冬のつらい雪かきもなく、冬でも新しい緑の野菜をおなかいっぱい食べられることに感謝しつつ、日々暮らしています。



小樽運河

編集後記

厳しい寒さも少しずつ和らぎ、春の日差しが日一日と感じられる季節となりました。町においては令和7年の新年度が始まり、この3月4日から本年最初の定例会が開催され、一般会計予算117億7千万円余りが可決承認されました。多くの事業が始まりますが、皆さまからいただいた貴重な税金が、無駄なく有意義に使われるように議会は取り組んでまいります。

新体制も2年目を迎えました。が、町にとっても最大の懸案事項であります。利根川新橋に関わる道路建設については、町の見解をただししました。このことは、町の将来をも左右する大きな事業であることは言うまでもなく、未来の町の経済発展につながるよう、取り組んでまいります。



(蟹和記)

□発行 群馬県邑楽町議会 □発行人 議会議長 黒田重利

□編集 邑楽町議会広報委員会 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野 2570-1 TEL0276-47-5000

《皆さまのご意見、ご要望など議会広報委員会までお寄せください。点訳版をご希望の方は、ご連絡ください。》